

産業動物獣医療における ポジティブリスト制度への対応のポイント



食品衛生法に基づき平成18年5月29日から施行された「ポジティブリスト制度」により、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、食品中の残留に対する規制範囲が広がりました。

これによって動物用医薬品を使用及び指示する際の注意事項、特に休薬期間や使用禁止期間が大きく変わっています。

最新の情報は、農林水産省動物医薬品検査所ホームページ (<http://www.nval.go.jp>)を参照してください。

食品衛生法違反にならないよう、以下の点に注意してください。

1. 動物用医薬品の添付文書をよく読んで、適正に使用する。
(添付文書の内容が変更されていない場合がありますので、注意してください)
2. 最新の用法・用量、休薬期間、使用禁止期間を確認し遵守する。
3. 動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書の控えを保管する。
4. 治療動物の記録を保管する。
5. 特例により、承認された用法以外の使用をする場合は、獣医師の責任で十分な出荷制限期間を指示する。

特に、保管した書類・記録は、問題が発生したときの重要な資料となります。

不明な点がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせ下さい。